

議案第 1 1 号

和光市子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例

和光市子ども・子育て支援会議条例（平成 2 5 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(所掌事務) 第 3 条 支援会議は、次に掲げる事項を調査審議する。 (1) 子ども・子育て支援法第 7 2 条第 1 項各号に掲げる事務に関する事項 (2)・(3) (略)	(所掌事務) 第 3 条 支援会議は、次に掲げる事項を調査審議する。 (1) 子ども・子育て支援法第 7 7 条第 1 項各号に掲げる事務に関する事項 (2)・(3) (略)

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 1 7 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例で引用する子ども子育て支援法が改正されたことから、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。